

重要事項のご説明

※保険申込書への署名または記名・押印は、この書面の受領印を兼ねています。

この書面では、既存住宅設備保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約に記載しています。必要に応じて取扱代理店または当社にご請求ください。

● 保険契約者と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、記名被保険者の方に必ずご説明ください。
※普通保険約款・特約は、ご契約後、保険証券等とともにお届けします。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の名称、仕組み

① 商品の名称 契約概要

保険期間8日	既存住宅設備保険
保険期間1年または2年	既存住宅設備保険 既存住宅設備保険（免責期間設定特約付）

② 商品の仕組み 契約概要

- ・この商品は、既存住宅の対象設備に故障、不具合が生じた場合に修理費用等を補償する保険です。
- ・ご契約するためには、保険の目的となる住宅設備について、当社が認めた検査員による検査を受けることが必要です。
- ・基本となる補償に、災害特約（設備用）を付けることができます。

基本となる補償	セットすることができる特約	
既存住宅設備保険 （対象設備の故障・不具合を補償）	+	災害見舞金特約（対象設備） 自然災害による設備の故障・不具合の見舞金

③ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- ・保険期間は、8日、1年または2年です。
- ・保険期間を8日間とする契約は、既存住宅の売買において契約者または被保険者が売主となる場合に設定することができます。
- ・1年、2年の保険期間には免責期間設定特約（8日間）を付けることができます。
- ・当社の保険契約上の責任は、保険証券記載の保険期間開始日の0時に始まり、保険期間満了日の24時に終わります。

(2) 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

① 対象設備（保険の目的の範囲） 契約概要

この保険の目的となる対象設備は、対象住宅に設置されている次表に掲げる住宅設備で、保険契約申込時までに当社が認めた検査員による検査を受けた設備です。

保険の目的に含まれるもの		保険の目的に含まれないもの
設置場所 または設備	対象設備	
システムキッチン	ガスコンロ、IHクッキングヒーター、レンジフード、ビルトインオープンレンジ、電動昇降戸棚、ビルトイン食器洗乾燥機、水栓・シンク（排水）、ビルトイン浄水器、ディスポーザー	次に掲げる物は、保険の目的には含まれません。 ① 当会社または当会社が認めた検査員の検査で、正常に稼働することが確認されず、検査報告書で不適合となった対象設備 ② 保険期間開始日において、製造年からの経過年数が30年を超えた住宅設備 (注) 約款別表（対象設備ごとの故障・不具合）に定めた対象設備の区分ごとに判定します。
システムバス	換気（暖房）乾燥機・バスミスト、浴槽、水栓・排水	
給湯設備	給湯器（操作パネル含む）	
洗面室	洗面化粧台・水栓・排水、洗濯機用水栓・洗濯機パン（エルボ含む）、換気扇	
トイレ	本体・機能付便座・ロータンク・手洗器、換気扇	
居室	床暖房システム、ビルトインエアコン	
廊下・玄関	インターホン、ダウンライト照明・照明スイッチ（調光機能含む）	
外部・その他	スロップシンク・外水栓	

② 基本となる補償 契 約 概 要 注意喚起情報

基本となる補償（契約プラン）を構成する事故の概要および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金をお支払する事故の説明	保険金をお支払しない主な場合
対象設備のメーカーの取扱説明書に従った正常な使用状態において、保険期間中に対象設備に故障または不具合(注)が生じた場合の修理に要した費用（部品代、材料費、人件費等）に対して保険金を支払います。 <故障・不具合の例> ・ガスコンロの点火調整機能の異常 ・カラン、シャワーの水流・吐水・止水の異常 ・水栓レバーの根元からの漏水 ・システムバスの循環口廻りの異常 ・給湯設備の給湯時の異常、ヒートポンプの異常 ・トイレの水洗レバー、水洗ボタンの異常 ・スロップシンク、水栓の漏水 ・ビルトインエアコンの運転時の異常 ・床暖房システムの温度上昇機能の異常 等 (注) お支払する対象設備ごとの故障・不具合については約款別表（対象設備ごとの故障・不具合）をご確認ください。	・対象設備を移動または落下させたことにより生じた損害 ・対象設備の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由 ・対象設備に生じたすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷であって、対象設備の機能に直接関係のない損害 ・消耗部品および付属品の交換 ・一般家庭用以外に使用している間に生じた損害 ・保険期間開始日以降に設置された設備に生じた損害 ・対象住宅本体の配管まわりの漏水により生じた損害 ・対象設備に付随する配管の詰まりにより生じた損害 ・対象設備に付随する配線・配管不良および設置工事不良により生じた損害 ・消耗部品の摩耗または劣化により生じた損害 等

③ お支払いする損害保険金の額 契 約 概 要 注意喚起情報

保険の対象に生じた損害に対して、次表の損害保険金をお支払いします。

支払額	支払限度額
被保険者の負担した修理費用の額（注）	1回の事故につき、対象設備の保険期間開始日における製造年からの経過年数に応じて次の額を限度
(注) 修理が不能の場合および修理費用の額が対象設備の再調達価額を超える場合には、再調達価額とします。	①経過年数15年以内の設備： 保険金額
	②経過年数15年超30年以内の設備： 保険金額の20%に相当する額

④ 保険金額の設定 契 約 概 要

この保険の保険金額は50万円を上限とします。また、補償内容が同様の他の保険等に参加されている場合には、いずれか一方の契約からは保険金が支払われないことがあります。他の保険契約等の内容をご確認のうえご契約ください。
お客さまが実際に契約する保険金額については、保険申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。

⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期 契 約 概 要 注意喚起情報

保険期間：P1、1（1）③「保険期間の設定」をご参照ください。

補償の開始と終了の時間は以下になります。（既存住宅の売買に伴うご契約の場合、保険の始期日は建物引渡日になります）

- ・補償の開始：始期日の0時
- ・補償の終了：保険期間8日の場合は、始期日の7日後の24時、1年または2年の場合は、年単位の応当日の前日24時

（3）保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み 契 約 概 要

保険料は、保険金額、保険期間、特約の有無等によって決まります。お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

② 保険料の払込方法 契 約 概 要 注意喚起情報

保険料は一時払いです。保険料は、弊社への送金によりお支払いいただきます。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料の払込は、保険料払込期日までに払い込んでください。保険料払込期日は、保険期間開始日から、保険期間開始日の属する月の翌々月末日または保険期間終了日のいずれか早い日を限度として猶予期間を設けています。保険料払込期日までに保険料が払い込まれなかった場合には、保険契約は保険期間開始日に遡って成立しなかったものとします。また、保険料払込期日までの期間内の保険料払込み前に生じた事故に対して保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に保険契約者は保険料を払い込まなければなりません。

（4）満期返戻金・契約者配当金 契 約 概 要

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務（保険申込書の記載上の注意事項） 注意喚起情報

保険契約者、記名被保険者には、告知義務があります。

告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、★印がついている項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ・対象住宅の用途
- ・対象設備の内容および設置状況
- ・保険契約者および被保険者
- ・この保険と同種の他の保険契約の有無

(2) クーリングオフ 注意喚起情報

保険期間が1年を超えるご契約については、契約の申込み後であっても、申込みの撤回または契約の解除（以下、「クーリングオフ」といいます。）を行うことができます。クーリングオフは、書面でお申し出ください。

お申し出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。

この期間内に、当社「カスタマーセンター」あてに必ず郵送してください（8日以内の消印有効）。

以下のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- ・保険期間が1年以下の契約
- ・営業または事業のための契約
- ・法人または社団・財団等が締結された契約
- ・質権が設定された契約
- ・第三者の担保に供されている契約

クーリングオフの場合には、既にお払い込みいただいた保険料はお返しいたします。

また当社および取扱代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。

ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を当社が負っていることから、始期日（始期日以降に保険料が払い込まれたときは、当社が保険料を受領した日）から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等 注意喚起情報

ご契約後、次の事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。

ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

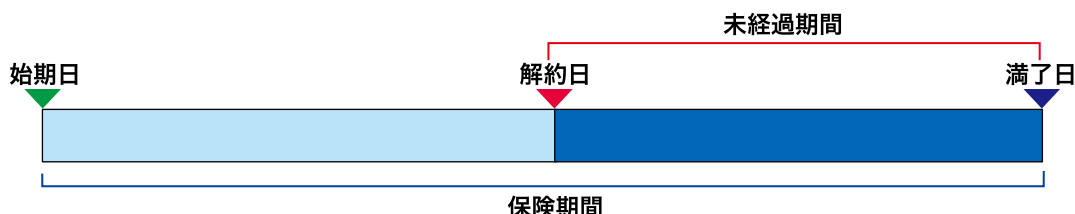
- ① 対象設備の所有者が変更となった場合
- ② 保険契約者が保険契約申込書記載の住所または通知先を変更した場合
- ③ 上記のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと

告知事項の内容に変更を生じさせる事実の発生によってこの保険契約の引受範囲を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。解除が損害の発生した後になされた場合であっても、解除の原因となった事実に基づき、それが生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(2) 解約返戻金 契 約 概 要 注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申し出ください。

- ・ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を、解約返れい金として返還します。
- ・解約の条件によって、解約日から満了日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし解約返れい金は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。



その他ご留意いただきたいこと

(1) 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、当社の定める書類等をご提出いただきます。

(2) 取扱代理店の権限 注意喚起情報

取扱代理店・募集人は、保険契約の締結の媒介を行っており、告知受領権や保険契約の締結、保険料受領の代理権限はありません。保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

(3) 保険会社破たん時等の取扱い 注意喚起情報

万一当社が経営破綻した場合であっても、保険契約者保護機構による資金援助は行われません。また、保険業法第270条の3第2項第1号で定める補償対象契約に該当しないため、同機構による保護はありません。

(4) 個人情報の取扱いについて 注意喚起情報

本保険契約に関する個人情報は、当社が本保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびグループ各社が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります）。

ただし、特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）等、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

■契約等の情報交換について

当社は、本保険契約に関する個人情報について、一般社団法人少額短期保険協会、少額短期保険業者、および、特定の損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

■再保険について

当社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険引受会社に提供することがあります。

※当社における個人情報の取扱いについて（プライバシーポリシー）は、当社ホームページ(<https://www.js-ssi.co.jp/privacy.htm>)をご参照ください。

(5) 契約の継続について

この保険は、保険期間満了時における契約の継続は取り扱いません。ただし、保険期間満了時に、対象設備について当社所定の検査を改めて受け、新規契約扱いとして契約することは可能です。

＜保険に関する相談・苦情・お問い合わせは＞

カスタマーセンター

0120-989-616

受付時間 9:00～17:00

土・日・祝日、及び年末年始休業期間を除く

＜万一、事故が起こった場合は＞

事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日 事故受付センター

0120-366-251

＜指定紛争解決機関＞ 注意喚起情報

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本少額短期保険協会

「少額短期ほけん相談室」（指定紛争解決機関）

TEL(フリーダイヤル):0120-821-144

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00

（土・日・祝日、及び年末年始休業期間を除く）

*詳しくは一般社団法人少額短期保険協会のホームページをご覧ください。

SBIペット少額短期保険株式会社

（旧 住生活少額短期保険株式会社）

〒105-0003

東京都港区西新橋 2-8-6

住友不動産日比谷ビル 9 階